



神奈川県

県土整備局 道路部 道路管理課



私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

# 神奈川県無電柱化推進計画

令和8年3月

神奈川県 県土整備局

## 目 次

1. 計画の背景と目的 .....	1
2. 改定の考え方 .....	1
3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針 .....	2
1) 神奈川県における無電柱化の現状 .....	2
2) 無電柱化の取組姿勢 .....	2
3) 無電柱化事業の課題 .....	3
4) 無電柱化事業に優先的に取り組む区間 .....	3
4. 無電柱化の推進に関する施策等 .....	4
1) 無電柱化の事業手法の決め方 .....	4
2) 道路占用制度の運用による促進 .....	5
3) 関係者間の連携強化 .....	6
4) 広報・啓発 .....	7
5) 無電柱化情報の共有 .....	7
5. 実施計画 .....	7
1) 実施計画の期間 .....	7
2) 実施計画における目標 .....	7
3) 実施計画箇所 .....	8
6. 実施計画箇所以外の対応 .....	10

## 1. 計画の背景と目的

道路上の電柱、電線は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子使用者の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、さまざまなリスクがあります。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にあります。

このような状況に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行されました。

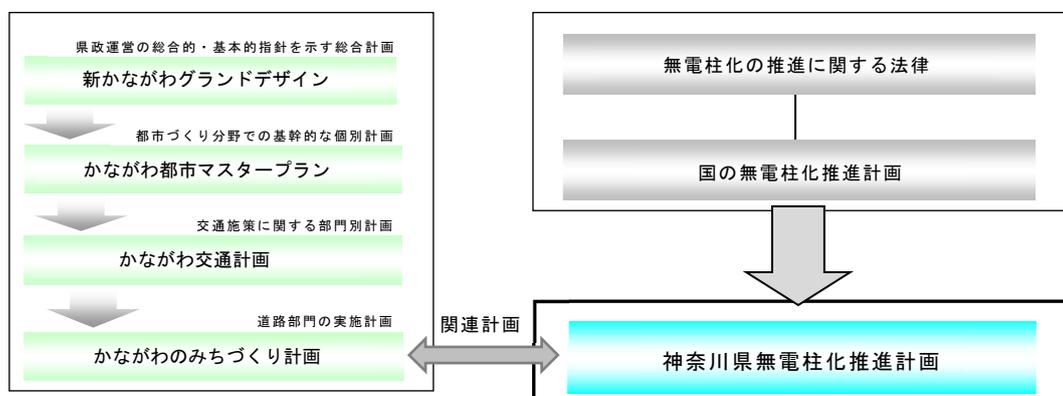
無電柱化法第8条では、国の無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策を取りまとめた、都道府県無電柱化推進計画の策定が、都道府県の努力義務として規定されています。

そこで、県は、令和元年7月に「神奈川県無電柱化推進計画（以下「県計画」という。）」を策定し、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成の3つの観点から、無電柱化を推進してきました。

## 2. 改定の考え方

令和4年3月に県計画を改定し、3つの観点を継承しつつ、事業に着手する箇所を大幅に増やし、無電柱化事業を推進してきました。しかし、無電柱化事業には多くの時間と費用がかかるため、整備が進んでいないのが実状です。

こうした中、県は無電柱化事業の効果と効率性を少しでも高めるため、「富士山に見えるみち、災害に強いみち」をスローガンに掲げ、令和7年5月に県と市町村による無電柱化推進会議を設置し、県と市町村が連携して事業に取り組む箇所等の検討を進めてきました。今回、この会議での検討を踏まえ、計画期間を令和8年度から5年間とする県の計画として改定するものです。



なお、社会情勢の変化や実施状況、国の無電柱化推進計画の動向などを踏まえ、必要に応じて計画を見直していきます。

### 3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

#### 1) 神奈川県における無電柱化の現状

神奈川県が、道路法に基づき管理する道路（以下「県管理道路」という。）の無電柱化については、昭和 61 年度から、国の電線類地中化計画などに基づき、関係者の協力の下、国道 134 号などの緊急輸送道路や観光地である鎌倉市若宮大路などで電線共同溝等の整備を進め、令和 6 年度末の整備済延長は約 25.7km となり、これは県管理道路の全延長（約 1,086km）の約 2.4%に相当します。

主な整備箇所	
昭和 61 年度～平成 2 年度 (第 1 期電線類地中化計画)	県道 21 号(横浜鎌倉) 鎌倉市若宮大路など
平成 3 年度～平成 6 年度 (第 2 期電線類地中化計画)	県道 305 号(江ノ島) 藤沢市江の島など
平成 7 年度～平成 10 年度 (第 3 期電線類地中化計画)	国道 134 号 横須賀市久里浜など
平成 11 年度～平成 15 年度 (新電線類地中化計画)	県道 603 号(上粕屋厚木) 厚木市栄町など
平成 16 年度～平成 20 年度 (無電柱化推進計画)	県道 311 号(鎌倉葉山) 逗子市逗子など
平成 21 年度～平成 30 年度 (無電柱化に係るがトライン)	県道 75 号(湯河原箱根仙石原) 湯河原町宮上など
令和元年度～令和 2 年度 (無電柱化推進計画)	県道 78 号 (御殿場大井) 開成町吉田島など
令和 3 年度～令和 7 年度 (無電柱化推進計画)	県道 22 号 (横浜伊勢原) 厚木市戸田など

#### 2) 無電柱化の取組姿勢

県管理道路上には、依然として約16,000本の電柱が設置されています。こうした電柱が撤去されると、地震時に倒壊して道路を塞ぐおそれのある電柱や電線がなくなり、災害時の緊急輸送を担う道路が確保されます。また、歩行者や自転車の通行の支障となる電柱がなくなり、車椅子の方なども通行しやすくなるなど、歩道のバリアフリー化が図られます。さらに、まちなみ景観が向上するなど、良好な都市景観の形成に寄与します。

そこで、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第 2 条）」との基本理念の下、県民と関係者の理解、協力を得ながら、①防災、②安全・円滑な交通確保、③景観形成の 3 つの観点から、次の県管理道路において無電柱化を推進します。

### ① 防災

地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、緊急輸送道路において無電柱化を推進します。

### ② 安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子使用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保が求められる道路において無電柱化を推進します。

### ③ 景観形成

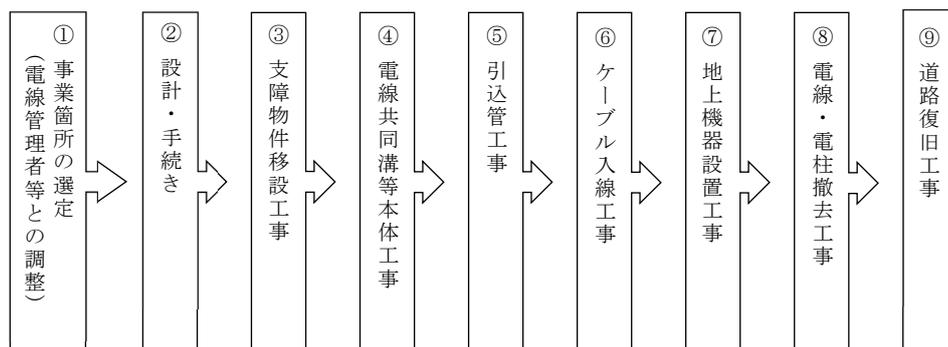
良好な景観を保全・形成し、地域の魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路において無電柱化を推進します。

## 3) 無電柱化事業の課題

無電柱化事業の主な事業手法となっている電線共同溝方式では、1 km当たり約5.3億円と多額の費用がかかります（国土交通省試算）。また、すでに水道やガスなどが埋設されている地下空間に新たに管路を敷設するため、設計段階から、電線管理者や占有企業者、沿道にお住いの方々との調整が必要で、さらに、支障となる埋設物の移設などもあり、完成までに7年から10年程度の長い期間を要するなどの課題があります。

加えて、これまでは、県や市町村がそれぞれ無電柱化を推進してきましたが、より効果的・効率的に事業に取り組むためには、県と市町村が連携して無電柱化に取り組むなど、新たな事業箇所の選定に工夫が必要です。

〈無電柱化事業の流れ（電線共同溝の整備例）〉



## 4) 無電柱化事業に優先的に取り組む区間

無電柱化事業の効果と効率性を少しでも高めるため、県管理道路と市町村管理道路の一体的な無電柱化や、観光面から富士山の眺めが良くなる箇所の無電柱化といった要素も踏まえたうえで、特に重要な次の区間について、優先的に事業に取り組みます。

### ① 防災

緊急輸送道路のうち、高速道路 I C から防災拠点（市町村庁舎などの災害対策本部、災害時に医療救護活動の中心となる災害拠点病院など）を結ぶ区間や、これらの防災拠点の周辺

### ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障がい者などが利用する施設があり市町村の移動円滑化基本構想で定められた重点整備地区、乗降客数の多い駅周辺

### ③ 景観形成

良好な景観を形成する地区として市町村の景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺、駅前商店街の目抜き通り

## 4. 無電柱化の推進に関する施策等

### 1) 無電柱化の事業手法の決め方

次の事業手法により、無電柱化を推進します。事業手法は、電線管理者等との調整を踏まえ決定します。

#### ① 電線共同溝方式による無電柱化

無電柱化の主な事業手法で、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式です。

電線共同溝の整備に関しては、電線管理者等が既存の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を推進します。また、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の採用、新技術の活用について、国の動きをみながら検討を進めます。



出典：国土交通省ホームページ

## ② 電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化

電線管理者による単独地中化方式や、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、地域の方々の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力します。

- ※ 単独地中化方式：電線管理者が管路設備を整備する方式
- 要請者負担方式：土地や建物の所有者が要請者として整備する方式

## ③ 裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化

地域の方々の合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化を実施可能な裏配線方式や軒下配線方式による整備を検討します。



出典：国土交通省ホームページ

## ④ 道路の新設等に併せた無電柱化

道路の新設に併せて電線共同溝を整備することは、掘削工事に要する費用を削減し、効率的に無電柱化を推進する有効な手法であることから、原則として、道路の新設に併せた電線共同溝の整備に取り組みます。

また、市街地開発事業その他これに類する事業が実施される際には、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請します。

## 2) 道路占用制度の運用による促進

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を促進します。

### ① 占用制度の適切な運用

県が管理する緊急輸送道路については、道路法第37条の規定に基づき、新規の電柱の占用を原則として認めないこととしており、引き続き、占用制度の適切な運用に努めます。なお、緊急輸送道路を管理する28市町全てで、同様の占用制限を施行しています。

## ② 占用料の減免措置

道路における無電柱化をより一層促進するため、道路に埋設した管路等について、占用料の減免措置を講じます。

## 3) 関係者間の連携強化

### ① 推進体制

国、県、市町村、交通管理者及び電線管理者からなる神奈川県無電柱化地方協議会等を活用し、計画箇所の調整等無電柱化の推進に関する調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成の円滑化を図るため、必要に応じ、地元関係者や電線管理者等の協力を得て、地元の協議会等を設置します。

さらに、県と市町村からなる神奈川県無電柱化推進会議等を通じて、市町村の無電柱化推進計画の策定を支援、促進していきます。

### ② 工事の連携

無電柱化事業を進める際、工事関係者は相互に調整し、コストや工期を縮減するなど、効率的に工事を実施するよう努めます。

### ③ 民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、土地所有者等の同意を得て進めます。

#### トピック1

#### 「無電柱化プロジェクト～富士山の見えるみち、災害に強いみち～」

県では、令和7年4月に「富士山の見えるみち、災害に強いみち」をスローガンに無電柱化プロジェクトを始動し、県及び市町村が連携して道路の無電柱化を進めることを目的に、神奈川県無電柱化推進会議を立ち上げました。

この会議の中で、県道と市町村道を一体的に無電柱化できる箇所や、無電柱化すれば富士山の眺めが良くなる箇所などを洗い出し、優先的に取り組む箇所の検討をしたうえで、本計画に反映しました。



県と市町村による神奈川県無電柱化推進会議

#### 4) 広報・啓発

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、広報・啓発を行います。

#### 5) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図ります。

### 5. 実施計画

#### 1) 実施計画の期間

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

#### 2) 実施計画における目標

令和4年に改定した計画では、新たに県管理道路の19.6kmで無電柱化事業に着手することを目標とし、令和7年度末までにすべての箇所でも着手しました。

本改定計画では、着手した箇所の事業を引き続き推進するとともに、さらに県管理道路の5.9kmで新たに事業に着手することを目標とします。

##### ① 防災

高速道路ICから防災拠点を結ぶ区間や、これらの防災拠点の周辺の緊急輸送道路で5.4kmの無電柱化事業に着手

##### ② 安全・円滑な交通確保

重点整備地区や乗降客数の多い駅周辺の道路で1.9kmの無電柱化事業に着手

##### ③ 景観形成

景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺や駅前商店街の目抜き通り、富士山などの眺めが良くなる箇所で4.1kmの無電柱化事業に着手

また、計画期間内に県管理道路の3.5kmの区間で無電柱化事業を完了することを目標とします。

### 3) 実施計画箇所

#### 【事業箇所】

<実施計画箇所図は巻末に示す>

番号	路線名	箇所	道路延長 (km)				市町村 一体	眺望
			内訳					
			①防災	②安全円滑	③景観			
1	国道1号	箱根町湯本	0.23	0.23		0.23		
2	国道129号	平塚市大神	1.10	1.10		1.10		富士山
3	国道129号	厚木市戸田	0.50	0.50		0.50		富士山
4	国道129号	厚木市酒井	0.40	0.40	0.40			
5	国道129号	厚木市岡田	0.70	0.70				
6	国道129号	厚木市山際	0.15	0.15			※1	
7	国道134号	横須賀市大津町	1.00	1.00	1.00			
8	国道134号	横須賀市根岸町	0.40	0.40				
9	国道134号	三浦市初声町	0.50	0.50				
10	国道134号	三浦市初声町	0.20	0.20	0.20			
11	国道134号	葉山町堀内	0.25	0.25			※2	
12	国道255号	小田原市栄町	0.73	0.73	0.73	0.73		
13	国道255号	小田原市栄町	0.27	0.27	0.27	0.27		
14	国道412号	厚木市松枝	0.45	0.45	0.45			
15	国道467号	藤沢市藤沢	0.12	0.12	0.12		※3	
16	国道467号	藤沢市片瀬海岸	0.33	0.33		0.33		
17	県道22号(横浜伊勢原)	海老名市本郷	2.10	2.10		2.10		富士山
18	県道22号(横浜伊勢原)	厚木市戸田	1.00	1.00		1.00		富士山
19	県道23号(原宿六ツ浦)	鎌倉市岩瀬	0.53	0.53	0.53			
20	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢市辻堂太平台	0.60	0.60	0.60	0.60		
21	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢市辻堂元町	0.35	0.35	0.35			
22	県道42号(藤沢座間厚木)	綾瀬市早川	0.98	0.98		0.98		富士山
23	県道42号(藤沢座間厚木)	綾瀬市早川	0.56	0.56		0.56		
24	県道42号(藤沢座間厚木)	綾瀬市早川城山	0.31	0.31		0.31		
25	県道42号(藤沢座間厚木)	綾瀬市早川城山	0.78	0.78				
26	県道42号(藤沢座間厚木)	座間市入谷西	0.69	0.69		0.69	※4	大山
27	県道43号(藤沢厚木)	藤沢市本町	0.55	0.55	0.55		※3	
28	県道44号(伊勢原藤沢)	伊勢原市田中	0.14	0.14		0.14	※5	大山
29	県道61号(平塚伊勢原)	平塚市平塚	0.43		0.43	0.43		
30	県道61号(平塚伊勢原)	伊勢原市伊勢原	0.46		0.46	0.46		大山
31	県道65号(厚木愛川津久井)	厚木市山際	0.24	0.24		0.24	※1	大山
32	県道71号(秦野二宮)	二宮町一色	2.26	2.26	2.26			
33	県道71号(秦野二宮)	二宮町二宮	0.75	0.75	0.75			
34	県道73号(小田原停車場)	小田原市城山	0.46	0.46	0.46	0.46		
35	県道74号(小田原山北)	小田原市久野	1.48	1.48	1.48	1.48		

番号	路線名	箇所	道路延長 (km)			市町村 一体	眺望
			内訳				
			①防災	②安全円滑	③景観		
36	県道75号(湯河原箱根仙石原)	湯河原町土肥	0.31	0.31	0.31		
37	県道75号(湯河原箱根仙石原)	湯河原町宮上	0.75	0.75	0.75		
38	県道78号(御殿場大井)	南足柄市関本	0.30	0.30			
39	県道78号(御殿場大井)	南足柄市竹松	0.30	0.30			
40	県道78号(御殿場大井)	南足柄市竹松	0.55	0.55	0.55		富士山
41	県道78号(御殿場大井)	開成町吉田島	1.15	1.15	1.15		富士山
42	県道78号(御殿場大井)	大井町金子	0.30	0.30			
43	県道301号(大船停車場)	鎌倉市大船	0.58	0.58	0.58		
44	県道301号(大船停車場)	鎌倉市大船	0.73	0.73	0.73		
45	県道304号(腰越大船)	鎌倉市笛田	0.33	0.33		※6	
46	県道304号(腰越大船)	鎌倉市上町屋	0.60	0.60		※6	
47	県道410号(湘南台大神伊勢原)	藤沢市遠藤	1.90	1.90	1.90	1.90	富士山
48	県道410号(湘南台大神伊勢原)	平塚市大神	0.50		0.50		富士山
49	県道601号(酒井金田)	厚木市幸町	0.40		0.40		
50	県道606号(明石下落合)	伊勢原市下落合	0.27	0.27			
51	県道705号(堀山下秦野停車場)	秦野市本町	0.25		0.25	0.25	
52	県道711号(小田原松田)	大井町金手	0.25	0.25			
計			31.47	29.43	14.90	18.02	

実施計画箇所計 26路線52箇所 31.47km  
 ○新規事業箇所 10路線11箇所 5.86km  
 □事業継続箇所 22路線41箇所 25.61km

＜県管理道路と市町村管理道路の一体的な無電柱化＞

- ※1 厚木市道 ((仮称)北部地区公園外周道路)
- ※2 葉山町道 (町道311号線、町道牛ヶ谷戸根山線)
- ※3 藤沢市道 (市道藤沢652号線、市道藤沢403号線)
- ※4 座間市道 ((都)座間南林間線)
- ※5 伊勢原市道 (市道315号線)
- ※6 鎌倉市道 (村岡・深沢地区土地区画整理事業)

【完了箇所】

番号	路線名	箇所	道路延長 (km)			市町村 一体	眺望
			内訳				
			①防災	②安全円滑	③景観		
2	国道129号	平塚市大神	1.10	1.10	1.10		富士山
9	国道134号	三浦市初声町	0.50	0.50			
14	国道412号	厚木市松枝	0.45	0.45	0.45		
21	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢市辻堂元町	0.35	0.35	0.35		
23	県道42号(藤沢座間厚木)	綾瀬市早川	0.56	0.56	0.56		
36	県道75号(湯河原箱根仙石原)	湯河原町土肥	0.31	0.31	0.31		
51	県道705号(堀山下秦野停車場)	秦野市本町	0.25		0.25	0.25	
計			3.52	3.27	1.05	2.22	

完了箇所 7路線7箇所 3.52km

## 6. 実施計画箇所以外の対応

無電柱化を推進する道路において、「5. 実施計画」の「3) 実施計画箇所」以外でも、事業化に向けた検討・調整が進み、地域の方々や電線管理者との合意が得られるなど、事業実施の環境が整った箇所については、無電柱化事業に着手します。

なお、地元市町村等から無電柱化の要望があり、地元市町村等が主体となって事業化に向けた検討・調整が行われる際は、支援・協力します。

### トピック2

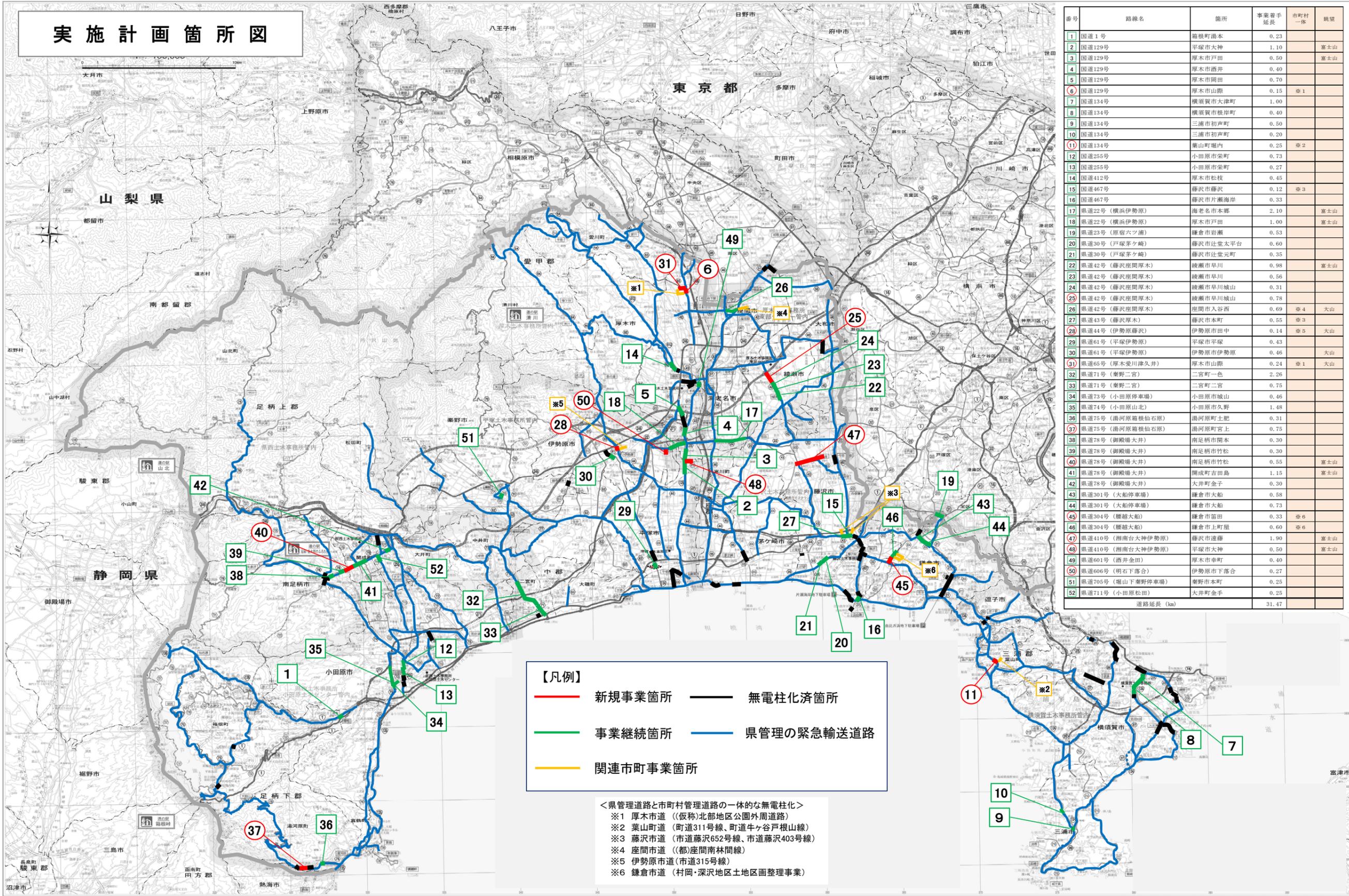
#### 「東京箱根間往復大学駅伝競走（箱根駅伝）復路スタート地点の無電柱化」

県（環境農政局）では、箱根町園地にある箱根駅伝復路スタート地点において、富士山の眺望がより美しく見えるよう、電線管理者の協力を得ながら、電線を地中化する取り組みを進めています。



箱根駅伝復路スタート地点

# 実施計画箇所図



- 【凡例】
- 新規事業箇所
  - 事業継続箇所
  - 関連市町事業箇所
  - 無電柱化済箇所
  - 県管理の緊急輸送道路

- ＜県管理道路と市町村管理道路の一体的な無電柱化＞
- ※1 厚木市道（(仮称)北部地区公園外周道路）
  - ※2 葉山町道（町道311号線、町道牛ヶ谷戸根山線）
  - ※3 藤沢市道（市道藤沢652号線、市道藤沢403号線）
  - ※4 座間市道（(都)座間南林間線）
  - ※5 伊勢原市道（市道315号線）
  - ※6 鎌倉市道（村岡・深沢地区土地区画整理事業）

番号	路線名	箇所	事業着手延長	市町村 一体	眺望
1	国道1号	箱根町湯本	0.23		
2	国道129号	平塚市大神	1.10		富士山
3	国道129号	厚木市戸田	0.50		富士山
4	国道129号	厚木市酒井	0.40		
5	国道129号	厚木市岡田	0.70		
6	国道129号	厚木市山原	0.15	※1	
7	国道134号	横須賀市大津町	1.00		
8	国道134号	横須賀市根岸町	0.40		
9	国道134号	三浦市初声町	0.50		
10	国道134号	三浦市初声町	0.20		
11	国道134号	葉山町堀内	0.25	※2	
12	国道255号	小田原市栄町	0.73		
13	国道255号	小田原市栄町	0.27		
14	国道412号	厚木市松枝	0.45		
15	国道467号	藤沢市藤沢	0.12	※3	
16	国道467号	藤沢市片瀬海岸	0.33		
17	県道22号（横浜伊勢原）	海老名市本郷	2.10		富士山
18	県道22号（横浜伊勢原）	厚木市戸田	1.00		富士山
19	県道23号（原宿六ツ浦）	鎌倉市岩瀬	0.53		
20	県道30号（戸塚茅ヶ崎）	藤沢市辻堂元平	0.60		
21	県道30号（戸塚茅ヶ崎）	藤沢市辻堂元町	0.35		
22	県道42号（藤沢座間厚木）	綾瀬市早川	0.98		富士山
23	県道42号（藤沢座間厚木）	綾瀬市早川	0.56		
24	県道42号（藤沢座間厚木）	綾瀬市早川城山	0.31		
25	県道42号（藤沢座間厚木）	綾瀬市早川城山	0.78		
26	県道42号（藤沢座間厚木）	座間市入谷西	0.69	※4	大山
27	県道43号（藤沢厚木）	藤沢市本町	0.55	※3	
28	県道44号（伊勢原藤沢）	伊勢原市田中	0.14	※5	大山
29	県道61号（平塚伊勢原）	平塚市平塚	0.43		
30	県道61号（平塚伊勢原）	伊勢原市伊勢原	0.46		大山
31	県道65号（厚木愛川津久井）	厚木市山原	0.24	※1	大山
32	県道71号（秦野二宮）	二宮町一色	2.26		
33	県道71号（秦野二宮）	二宮町二宮	0.75		
34	県道73号（小田原停車場）	小田原市城山	0.46		
35	県道74号（小田原山北）	小田原市久野	1.48		
36	県道75号（湯河原箱根仙石原）	湯河原町土肥	0.31		
37	県道75号（湯河原箱根仙石原）	湯河原町宮上	0.75		
38	県道78号（御殿場大井）	南足柄市関本	0.30		
39	県道78号（御殿場大井）	南足柄市竹松	0.30		
40	県道78号（御殿場大井）	南足柄市竹松	0.55		富士山
41	県道78号（御殿場大井）	開成町吉田島	1.15		富士山
42	県道78号（御殿場大井）	大井町金子	0.30		
43	県道301号（大船停車場）	鎌倉市大船	0.58		
44	県道301号（大船停車場）	鎌倉市大船	0.73		
45	県道304号（腰越大船）	鎌倉市箱田	0.33	※6	
46	県道304号（腰越大船）	鎌倉市上町屋	0.60	※6	
47	県道410号（湘南台大神伊勢原）	藤沢市達藤	1.90		富士山
48	県道410号（湘南台大神伊勢原）	平塚市大神	0.50		富士山
49	県道601号（酒井金田）	厚木市幸町	0.40		
50	県道606号（明石下落合）	伊勢原市下落合	0.27		
51	県道705号（堀山下秦野停車場）	秦野市本町	0.25		
52	県道711号（小田原松田）	大井町金手	0.25		
道路延長 (km)			31.47		

8月15日道路のあいだ間です(8月10日は道の日)。

神奈川県

令和8年発行

本計画は、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）が目指すゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」を中心として理念を共有しています。

